

# 震災対策を盛り込んだ 化学物質管理方法書の作成

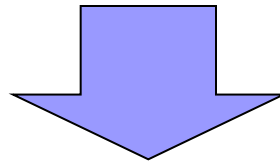
東京都環境局  
化学物質対策課

# 東京都環境確保条例に基づく 化学物質適正管理制度

- n 化学物質適正管理指針を改正
- n 震災対策マニュアルを作成・配布
- n 化学物質管理方法書の作成・提出のお願い
- n 化学物質適正管理作成届出手引きを改訂

# 化学物質適正 管理指針

事業者が化学物質を適正に管理するために行うべき措置等を示したもの



全ての化学物質を取り扱う事業者は、指針に基づき、化学物質の環境への排出量等を把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

## 指針の概要

### 1 目的

### 2 化学物質の使用量等の把握

### 3 化学物質の適正管理

(1) 化学物質の取扱状況の調査及び整理

(2) 化学物質の取扱工程の内容

(3) 化学物質の管理方法等

(4) 事故時等の対応

(5) 管理組織

(6) 従業員への教育及び訓練の実施

→ これまでには通常の事故を想定

# 指針改正

改正 平成25年10月16日

施行 平成26年4月1日

指針を改正し、化学物質を取り扱う事業者は以下の震災対策を講じることを新たに規定

(1) 平常時からの防災対策

通常時の事故対策に加えて、震災の発生に備えて震災時の被害防止対策を講じる。

(2) 震災発生時における緊急対応策

通常時の事故に加えて、震災が発生した場合に生じる様々な障害も想定し、緊急的な対応を定めた事故処理マニュアルを整備する。

(3) 従業員への教育及び訓練

通常時の事故に加えて、震災にも対応した従業員への教育及び訓練を定期的に実施する。

# 東京都環境確保条例に基づく 化学物質適正管理制度

- n 化学物質適正管理指針を改正
- n 震災対策マニュアルを作成・配布
- n 化学物質管理方法書の作成・提出のお願い
- n 化学物質適正管理作成届出手引きを改訂

# 震災対策マニュアル

- n 指針に基づき、化学物質を取り扱う事業者が震災対策を検討する際の参考書
- n 管理方法書を作成する適正管理化学物質取扱事業者には冊子を配布
- n 環境局ホームページに全文を掲載

# 東京都環境確保条例に基づく 化学物質適正管理制度

- n 化学物質適正管理指針を改正
- n 震災対策マニュアルを作成・配布
- n 化学物質管理方法書の作成・提出のお願い
- n 化学物質適正管理作成届出手引きを改訂



## 化学物質管理方法書(条例第111条)

適正管理化学物質取扱事業者は、指針に基づき、事業所ごとに化学物質を適正に管理するための方法書を作成しなければならない。

また、従業員が21名以上の事業所については、区市(町村部は東京都)に方法書を提出しなければならない。

## 適正管理化学物質の種類

化学物質の有害性や都内の環境濃度及び使用状況を考慮して、適正管理化学物質を以下の59物質と定めている。

- ・ 揮発性有機化合物 (VOC) 36物質
- ・ カドミウム、クロム及び三価クロム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ニッケル、ニッケル化合物
- ・ 塩酸、硝酸、硫酸、塩化スルホン酸、塩素
- ・ ホウ素、フッ素、砒素、マンガン
- ・ シマジン、チウラム、チオベンカルブ
- ・ シアン、PCB、有機リン

都内で工場・指定作業場を設置している



適正管理化学物質を年間100kg以上取扱っている  
SDSで、材料に含まれる化学物質とその含有率を把握する  
材料の購入、在庫量を把握し、材料の年間使用量を求める  
化学物質の年間取扱量(使用・製造の合計)を計算する



適正管理  
化学物質  
取扱事業者



使用量等の報告書の提出義務  
化学物質管理方法書の作成義務

事業所の従業員(正社員)が21人以上である



化学物質管理方法書の提出義務

# 化学物質管理方法書の作成

- n 改正した指針に基づき、震災対策を盛り込んだ方法書を作成
- n 震災対策を検討する際は震災対策マニュアルを参考に
- n 方法書の具体的な作成方法は手引きに掲載

化学物質管理方法書

化学物質の種類と		△別紙(1)1)のとおり
使用目的・使用・製造の規模量等		
化学物質の取扱工程の内容		△別紙(1)2)のとおり
管理方法等	化学物質の排出防止設備等の内容と保守管理	△別紙(1)3)のとおり
	化学物質の排出状況の監視の方法	pH - 中和槽排水のpH計による濃度測定 委託業者により毎月排水分析を実施
	化学物質の使用量等の把握の方法	△別紙(1)4)のとおり
	化学物質の使用合理化等排出削減等に関する取組方法	△別紙(1)5)のとおり
	その他の管理方法	△別紙(1)6)のとおり
事故時等の対応	事故・災害の防止対策の内容	△別紙(2)のとおり
	事故処理マニュアルとその内容	△別紙(3)のとおり
	化学物質の貯蔵施設の容量	△別紙(4)のとおり
管理組織	管理組織の名称及び管理責任者	管理組織名称-〇〇××安全管理委員会 管理責任者-所長 新宿太郎
	管理組織図	△別紙(5)1)のとおり
	従業員教育の内容及び実施方法	△別紙(5)2)のとおり

事故時の対応

管理組織

震災対策を盛り込んで作成

備考 △印の欄は、報告書の別紙に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入す

## 方法書の記載項事項

### 事故時等の対応

- ・ 事故・災害時の防止対策の内容→日常的な対策
- ・ 事故処理マニュアルとその内容→緊急時の対応
- ・ 化学物質の貯蔵施設の容量→事業所への表示

### 管理組織

- ・ 管理組織の名称及び管理責任者
- ・ 管理組織図
- ・ 従業員教育の内容及び実施方法

## n 必ず作成(提出)するものなのか？

現行の方法書に必要な震災対策が盛り込まれている場合は、改めて作成(提出)する必要はありません。

また、事業所の予防規定や消防計画等に既に震災対策が持ち込まれている場合は、これらを方法書に添付することで対応できるケースも有ります。

## n いつ作成(提出)するのか？

改正指針の施行日である平成26年4月1日以降、速やかに作成(提出)をお願いします。

4月1日から6月30日までに提出することになっている「使用量等の報告書」と同時に提出していただいても構いません。

## n 変更した部分だけ作成(提出)するのか？

変更しない部分も含めて方法書を作成し直す必要がありますが、変更していない欄は「前回の方法書と同様」と記載しておけば大丈夫です。



# 東京都環境確保条例に基づく 化学物質適正管理制度

- n 化学物質適正管理指針を改正
- n 震災対策マニュアルを作成・配布
- n 化学物質管理方法書の作成・提出のお願い
- n 化学物質適正管理作成届出手引きを改訂

# 作成届出の手引き

- n 業種ごとに手引きを作成(印刷・GS・クリーニング・塗装・鍍金・一般)
- n 管理方法書の記入要領、記入例を震災対策を反映したものに改訂
- n 適正管理化学物質取扱事業者には手引き(抜粋版)を配布
- n 環境局ホームページに6業種全てを掲載

## 使用保管中の化学物質の対策(記入例)

### 保管量、使用量の最小化

- ・必要な分だけ随時購入できるよう計画を作成する。
- ・保管場所から設備に投入する最適な量をマニュアル化しておく。

### 転倒防止

- ・大きな設備はアンカーボルトで床に固定し、小さな設備は金具で設置面に固定する。
- ・棚の積み重ねは2段までとし、上下段を金具で連結する。
- ・奥行きに対して棚の高さが高い場合は、床に固定又は天井に固定(つっかえ棒)する。
- ・転倒による破損防止のため、ボンベ類はバルブ部分に保護キャップを付けて保管する。

### 落下・移動防止、破損防止

- ・容器は高く積まない。保管している棚に落下防止柵を取り付ける。
- ・ガラス容器の保管は、容器同士がぶつからないように、仕切りを入れる。
- ・小さい缶は、缶同士をバンドで縛る。
- ・キャビネットの扉には、耐震ラッチ(揺れの際、開き戸をロック)を付ける。

### 漏えい防止

- ・保管庫内で漏れても外部に流出しないよう出入り口に段差を設ける。
- ・溶剤缶は、耐溶剤性のある受け皿の中に保管する。

### 防災用品の常備

- ・保護具(防毒マスク、保護メガネ、保護手袋)
- ・消火用具、漏えい防止材

→管理方法書全体の記載事例は、配布資料を御覧ください。

指針

反映

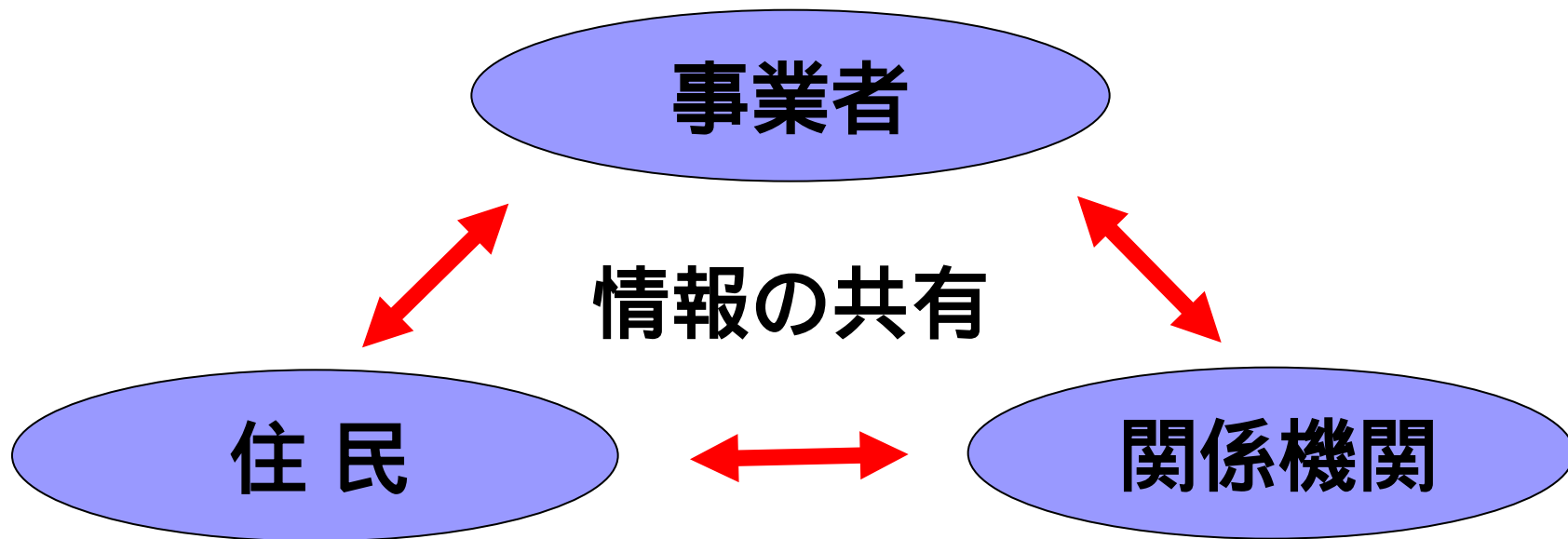
化学物質管理方法書

参考

震災対策マニュアル  
→ 対策の事例を網羅

作成届出手引き  
→ 記入要領、記載例

# リスクコミュニケーションの必要性



事業所で使用・保管している化学物質の情報を共有することにより、災害時の被害を低減することができます。